

日本形成外科学会特定分野指導医制度： 再建・マイクロサージャリー分野指導医 第2回認定審査について

2020年7月20日
一般社団法人 日本形成外科学会
理事長 清川 兼輔
再建・マイクロサージャリー分野指導医認定委員会
委員長 館 正弘

日本形成外科学会は、日本形成外科学会再建・マイクロサージャリー分野指導医制度細則および同施行細則に基づき、再建・マイクロサージャリー分野指導医認定審査を下記の要領で実施いたします。

1. 再建・マイクロサージャリー分野指導医申請者の資格

再建・マイクロサージャリー分野指導医申請者の資格は、日本形成外科学会再建・マイクロサージャリー分野指導医制度施行細則第3章特定分野指導医申請資格を有した者です。

(施行細則より抜粋)

第3章 特定分野指導医申請資格

第9条 特定分野指導医の認定を申請するものは、以下の条件を満たしていなければならない。

- 1) 日本形成外科学会認定専門医を取得後、委員会（あるいは日本形成外科学会）が認定した研修施設で3年以上の研修歴を有していること。
* 暫定措置として、日本形成外科学会認定施設および教育関連施設、新制度での研修基幹施設・連携施設を研修施設とする。また、本分野指導医常勤施設での分野指導医下における研修も研修歴として認めるものとする
- 2) 日本形成外科学会学術集会（各地区形成外科学会・地方会を含む）、日本マイクロサージャリー学会学術集会、日本手外科学会のいずれかにおける再建・マイクロサージャリー領域に関する2回以上の発表歴（筆頭もしくは発表指導者）あるいは、再建・マイクロサージャリー領域に関する1編以上の学術論文執筆歴（筆頭もしくは執筆指導者）を有していること。
* 学術集会の発表歴には、特別講演や教育講演などの講演歴、ランチョンセミナーなど関連プログラムでの講演歴、学術集会での座長や司会歴も含まれる。
* 執筆指導者（発表指導者）とは、共同執筆者（発表者）の中で最も指導的立場にいる執筆者（発表者）が該当する。
- 3) 再建・マイクロサージャリー領域における症例の記録を提出する。対象となる疾患、書式については別紙（申請の手引き）に定める。
- 4) 日本形成外科学会が主催する再建・マイクロサージャリー分野教育セミナーの受講歴を2回以上有していること。ただし施行開始後3年間は不要とする。

2. 認定審査に必要な提出書類

*日本形成外科学会再建・マイクロサージャリー分野指導医制度細則および同施行細則に基づき、以下の認定審査用書類（様式1～6）が日本形成外科学会ホームページに掲載されています。書類をダウンロードしてご使用ください。

< [http://www.jsprs.or.jp/specialist/shorui/index.html# contents10](http://www.jsprs.or.jp/specialist/shorui/index.html#contents10) >

- 1) 日本形成外科学会再建・マイクロサージャリー分野指導医認定申請書（様式1）
- 2) 履歴書（様式2）
- 3) 研修証明書（様式3）
- 4) 日本形成外科学会専門医認定書（コピー）あるいは形成外科領域専門医認定証（コピー）
- 5) 業績目録（様式4）

日本形成外科学会学術集会、日本マイクロサージャリー学会学術集会、日本手外科学会学術集会のいずれかにおける再建・マイクロサージャリー領域に関する2回以上の発表歴（筆頭もしくは発表指導者）あるいは、再建・マイクロサージャリー領域に関する1編以上の学術論文執筆歴（筆頭もしくは執筆指導者）を有していること。

*学術集会の発表歴には、特別講演や教育講演などの講演歴、ランチョンセミナーなど関連プログラムでの講演歴、各学術集会での座長や司会歴も含まれる。

*執筆指導者（発表指導者）とは、共同執筆者（発表者）の中で最も指導的立場にいる執筆者（発表者）が該当する。

- 6) 症例の記録<手術記録（様式5）および手術症例の一覧（様式6）の両方>

- 7) 教育セミナー受講証明書

注：教育セミナーは2019年度より開始しております。ただし制度開始後3年間は不要となりますので本年は不要です。

- 8) 認定審査料振込の領収書（コピー）

3. 認定審査料

10,000円を所定の口座にお振り込みください。なお、既納の申請審査料は返還しません。

4. 書類提出期間

7月20日～8月31日（消印有効）

5. 書類送付先および認定審査料振込先

認定審査提出書類は、簡易書留またはレターパックにて委員会へ送付してください。

〒162-0072 東京都新宿区大久保2-4-12 新宿ラムダックスビル9F

一般社団法人日本形成外科学会 再建・マイクロサージャリー分野指導医認定委員会 宛

TEL：03-5287-6773 FAX：03-5291-2176

※振込につきましては、郵便局備え付けの用紙をご使用ください。

郵便振替口座：00130-2-514644

加入者名：日本形成外科学会 指導医認定委員会

または

ゆうちょ銀行 ○一九（ゼロイチキュウ）店 当座0514644

加入者名：日本形成外科学会 指導医認定委員会

6. 再建・マイクロサージャリー分野指導医認定審査および試験の実施時期

制度細則第7条記載のとおり、認定審査は書類審査と試験からなります。

本年については書類審査を2020年9月末日までに実施する予定です。

また、試験については第47回日本マイクロサージャリー学会学術集会前日2020年11月19日（木）夕方の予定となっております。（新型コロナウイルス感染症の状況により変更となる場合がございます）

7. 認定審査の結果の発表および登録

認定審査の結果は、再建・マイクロサージャリー分野指導医認定委員会が理事長に報告し、理事会の議を経て申請者に通知します。合格者は認定登録料10,000円を所定の口座にお振り込みください。認定登録料の納付を確認した後は、理事長が再建・マイクロサージャリー分野指導医資格名簿に登録のうえ公示します。認定証は、追って理事長が本人に送付します。

【申請書類記入・作成に関する注意事項】

- 1) ダウンロードした書類に作成してください。
 - 2) 年号の記載は西暦を用いてください。
 - 3) 業績は本会入会後の再建・マイクロサージャリーに関するものに限り、業績目録に併せて、各学術集会プログラム抄録集の申請の発表（講演）が掲載されているページのコピー、論文の最初のページ（題名と執筆者が記載されている）のコピーを添付してください。
 - 4) 症例報告（手術記録、手術症例の一覧表）を作成する際、以下の点にご留意ください。
 - ・ 症例報告として、所定様式の内紙に手術記録10例（様式5）、手術症例の一覧表50症例（様式6）を提出してください。
 - ・ 手術記録（10例）は術前、デザイン（シェーマでも可）、術後6ヵ月以上経過の写真を必要とします。術中、術直後の写真（必要あればCT、MRI画像など）も可能な限り提出してください。写真はパワーポイント形式で作成し、CD-Rに保存して提出してください。なお、原本は申請者が責任をもって保管してください。
 - * 悪性腫瘍による術後早期の死亡などによって術後6ヵ月以上の経過観察ができなかった症例については、その経過などを記載し経過観察しえた最後の写真を提出してください。
 - ・ 手術記録（10例）は、下記手術が該当します。
 - ① 症例の条件
執刀例（または指導助手）に限ります。
 - ② 術式の条件
 - a) 頭頸部の再建手術
 - b) 乳房の再建手術
 - c) 体幹部（乳房以外）の再建手術
 - d) 四肢の再建手術（再接着含む）
 - e) その他のマイクロサージャリー手術（血管・リンパ管・神経の再建）
- 注1：10例のうち血管柄付き遊離組織移植による再建が5例以上必要です。
- 注2：上記5領域のうち、2領域以上の症例を含む必要があります。一つの領域の症例は8例までとします。
- 注3：同一症例でも部位が違えば、上記a)～e)の複数のカテゴリーにて提出することはかまいません。
- 注4：委員会において、症例報告（手術記録、手術症例の一覧表）として相応しくない症例（単純な植皮術など）と認定された場合は書類審査が不合格となりますのでご注意ください。

・手術症例の一覧表（50 症例）は、下記手術が該当します。

①症例の条件

経験症例を記入してください（執刀例に限りません）。

②術式の条件

手術記録（10 例）で示した 5 領域のうち、3 領域以上の症例を含む必要があります。

手術記録の 10 例は手術症例の一覧表に含めることはできません。

注：委員会において、症例報告（手術記録、手術症例の一覧表）として相応しくない症例（単純な植皮術など）と認定された場合は書類審査が不合格となりますのでご注意ください。

なお、手術症例の一覧表（様式 6）はエクセルファイルとして提供されています。プリントアウトした状態で提出してください。

【問い合わせ先】

〒162-0072 東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル 9 F

一般社団法人日本形成外科学会 再建・マイクロサージャリー分野指導医認定委員会 宛

E-mail : jsprs-office01@shunkosha.com

お問い合わせは、E-mail にてお願いいたします。

以上